

## 扶桑町議会議案第 20 号

扶桑町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

扶桑町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

### 提案理由

葬祭費の給付について、愛知県下で給付事由の統一を図るため、条例を改正する必要があるので提案します。

## 扶桑町国民健康保険条例の一部を改正する条例

扶桑町国民健康保険条例（昭和34年扶桑町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(葬祭費)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</u></p>	<p>(葬祭費)</p> <p>第8条 (略)</p>